

一般社団法人神奈川県作業療法士会
会員規程

規則・規程第 14 号

平成 23 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人神奈川県作業療法士会(以下、本会という。) 定款第 8 条から第 15 条の規定に基づき、本会の会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第 2 条 本会の会員は本会定款第 8 条に規定される正会員、賛助会員、永年会員、学生会員及び名誉会員の 5 種とする。

2 賛助会員は、さらに次の各号に区分する。

(1) 賛助会員 A

他都道府県作業療法士会正会員でかつ社団法人日本作業療法士協会正会員である者。

(2) 賛助会員 B

団体。

(3) 賛助会員 C

作業療法士以外の個人。

(会員の権利及び特典)

第 3 条 本会の会員の内、正会員、賛助会員、永年会員及び学生会員は、別に定める会員権利及び特典内規の権利及び特典を有するものとする。

(入会の申込み)

第 4 条 本会の正会員、賛助会員及び学生会員になろうとする者は、本会定款第 9 条の規定による入会手続きを経なければならない。

(入会金)

第 5 条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、本会定款第 10 条に基づき、総会の議決によって定められた入会金を納入しなければならない。

2 入会金の金額は次の各号に従い、本規程第 4 条に規定される入会申込書と共に納入するものとする。ただし、申込者が、申込みがなされた日の属する年に作業療法士国家試験に合格した者である場合において、当該年の 12 月末日までに申し込みをしたときは、入会金を支払うことを要しない。

(1) 正会員 1,500 円

(2) 賛助会員 1,500 円

(会費)

第 6 条 本会の正会員、賛助会員及び永年会員は本会定款第 10 条に基づき、総会の議決によって定められた会費を納入しなければならない。ただし、前条第 2 項ただし書の規定により入会金の支払を要しないものとされたときは、当該会員は、初年度の会費を支払うことを要しない。

2 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者が会費を納入する際は、本規程第 4 条に規定される入会申込書及び本規程第 5 条に規定される入会金と共に納入するものとする。

3 会費の金額は次の各号に従い納入するものとする。

(1) 正会員 7,000 円

(2) 永年会員 3,000 円

(3) 賛助会員 A 7,000 円

(4) 賛助会員 B (1 口) 10,000 円

(5) 賛助会員 C (1 口) 2,000 円

4 賛助会員 B 及び賛助会員 C の会費は 1 口以上とする。

5 学生会員の会費は無料とする。

（会費の納入）

第7条 本会の正会員、賛助会員及び永年会員はその会費を毎年納入しなければならない。

2 本会定款第12条及び第13条に基づき、当該会員が退会した場合もしくは除名された場合は、その事由が発生した年度まで納入すればよいものとする。

（会費の有効期限）

第8条 会費の有効期限は、本会定款第7条に準じ、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 入会時期が前項に定める年度の途中であっても、当該年度の会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 本会定款第12条に基づき、正会員、賛助会員、永年会員及び学生会員は、いつでも任意に退会することができる。

（本規程の変更及び廃止）

第10条 本規程の変更または廃止は、理事会及び総会の議決を経なければならない。

（定款及び法令への準拠）

第11条 本規程に規定のない事項については、本会定款及び一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、その他の法令による。

付則

1 本規程は、平成23年5月28日から施行する。

2 本規程は、令和2年5月31日に一部改訂する。

3 本規程は、令和3年5月23日に一部改訂する。

4 本規程は、令和6年5月18日に一部改訂する。

5 本規程は、令和6年11月21日に一部改訂する。

一般社団法人神奈川県作業療法士会 会員権利及び特典内規

令和2年5月31日制定

(目的)

第1条 本内規は、一般社団法人神奈川県作業療法士会(以下、本会という。)定款第8条から第15条の規定に基づく会員について、その権利及び特典等について定めることを目的とする。

(正会員・永年会員の権利及び特典)

第2条 本会の会員の内、正会員、永年会員は次の権利及び特典を有するものとする。

- (1)本会役員への立候補
- (2)本会代議員への立候補
- (3)本会が発行する刊行物の送付
- (4)本会主催の研修会等への参加 ※別途参加費が生じることがある
- (5)生涯教育ポイントの発行及び現職者研修受講印の付与
- (6)本会定款第24条に規定する正会員の権利
- (7)本会県学会等での発表

(賛助会員の権利及び特典)

第3条 本会の会員の賛助会員 A(他都道府県作業療法士会正会員でかつ社団法人日本作業療法士協会正会員)は次の権利及び特典を有するものとする。

- (1)本会が発行する刊行物の送付
- (2)本会主催の研修会等への参加 ※別途参加費が生じることがある
- (3)生涯教育ポイントの発行及び現職者研修受講印の付与
- (4)本会県学会等での発表

2 本会の会員の賛助会員 B(団体)は次の権利及び特典を有するものとする。

- (1)本会が発行する刊行物の送付
- (2)本会主催の研修会等への参加 ※別途参加費が生じることがある
- (3)本会が発行する刊行物内での紹介
- (4)ウェブサイトへのロゴ・リンク掲載
- (5)ウェブサイトでの紹介
- (6)県士会ニュース送付時のチラシの同封
- (7)県学会等でのブース出展や抄録への広告の割引

3 本会の会員の賛助会員 C(作業療法士以外の個人)は次の権利及び特典を有するものとする。

- (1) 本会が発行する刊行物の送付
- (2) 本会主催の研修会等への参加※別途参加費が生じることがある

(学生会員の権利及び特典)

第4条 本会の会員の内、学生会員は次の権利及び特典を有するものとする。

- (1)本会主催の研修会への参加
 - ①学生参加が認められている研修会について、受講は無料とするが材料費などの実費は負担する。
 - ②原則として、学生参加が明記されていない研修会については受講できない。

③参加定員が決められている場合は、正会員が優先となる。

④学生会員には研修会終了証の発行は行わない。

(2) 本会主催の学会への参加

①本会主催の学会については、原則として無料で参加できる。

②学会発表は、当該学会が定める規定によるものとする。

(3) 本会主催の学生会員企画への参加

(本内規の変更及び廃止)

第5条 本内規の変更または廃止は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この内規は、令和2年5月31日より施行する。

2. この内規は、令和6年5月18日に一部改訂する。